

茨木市開発指導要綱施行基準の一部改正新旧対照表

現 行 分	改 正 分
<p>第5 茨木市開発行為等連絡協議会（要綱第9条第5項関係）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「茨木市開発行為等連絡協議会設置規則」は別に定める。 2 <u>「茨木市開発行為等連絡協議会運用基準」は別に定める。</u> <p>第21 公共下水道への汚水放流を行うことができない地域においては、原則として放流先の日間BODが1リットルにつき20ミリグラム以下の性能を有する合併浄化槽とする。処理施設の水質基準、水質検査及び保守点検、清掃等については、大阪府浄化槽指導要綱を<u>遵守</u>すること。</p>	<p>第5 茨木市開発行為等連絡協議会（要綱第9条第5項関係）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「茨木市開発行為等連絡協議会設置規則」は別に定める。 2 <u>茨木市開発行為等連絡協議会の承認を得る必要のある開発行為等は「茨木市開発行為等連絡協議会運用基準」第2に定めるとおりとする。</u> <p>第21 公共下水道への汚水放流を行うことができない地域においては、原則として放流先の日間BODが1リットルにつき20ミリグラム以下の性能を有する合併浄化槽とする。処理施設の水質基準、水質検査及び保守点検、清掃等については、大阪府浄化槽指導要綱を<u>順守</u>すること。</p>